

令和7年度 介護保険施設等集団指導 運営指導における主な指摘事項（計画系サービス）

- 1 運営指導における主な指摘事項
- 2 令和7年度運営指導の重点事項（13項目）

鹿児島市 指導監査課



対象サービス

【居宅介護支援】

【介護予防支援】

1. 運営指導における主な指摘事項（計画系サービス）

指摘事項

介護支援専門員が、必要に応じた居宅サービス計画の変更を行っていない。

【事例】

- ・サービスの追加に伴う計画の変更を行っていない。
- ・サービスの提供時間やサービス内容がケアプランの内容と異なっているが、計画の見直しを行っていない。



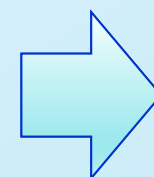
改善方法

利用者の意向や状態の変化等に伴い、サービスの内容を確認し、必要に応じて計画の変更を行ってください。

1. 運営指導における主な指摘事項（計画系サービス）

指摘事項

必要に応じた居宅サービス計画の変更（区分変更に伴う暫定ケアプランの作成）を行っていない。



改善方法

区分変更申請を行った場合は、区分変更申請時からの暫定ケアプランを作成してください。

暫定ケアプランについては、申請中にチェックを入れ、認定有効期間は区分変更申請時の日付のみ記載し、要介護状態区分は空白としておき、区分変更申請中のサービス内容等のプランを作成して下さい。

要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合において、サービス担当者会議を開催していない。



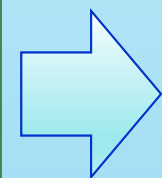
区分変更申請を行った場合は、暫定ケアプランを作成すると共にサービス担当者会議を開催し、ケアプランの変更の必要性について、担当者から専門的な見地からの意見を求めてください。

※サービス担当者会議を行っていない場合は、運営基準減算となります。

1. 運営指導における主な指摘事項（計画系サービス）

指摘事項

指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、文書により明確に説明すべき内容について、文書により説明していない（していることを確認できない）。



改善方法

指定居宅介護支援の提供の開始に際し、以下の点について、あらかじめ利用者やその家族に対して、文書を交付して説明を行い、理解したことについて利用者から必ず署名を得てください。

- ①利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること
- ②利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること
- ③前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合（※介護予防支援は①②のみ）

※文書を交付して説明を行っていない場合は、契約月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで報酬が減算となります。（居宅介護支援のみ）

※令和6年介護報酬改定において、②、③が努力義務となりました。

1. 運営指導における主な指摘事項（計画系サービス）

指摘事項

運営規程の内容に記載不備がある。



運営規程に定めておくべき事項は、運営指導の際に提出していただく自己点検表に記載してありますので、参考にしてください。（市ホームページに掲載※）

運営規程をご確認いただき、内容に記載不備がある場合は是正し、運営規程の変更届を、市長寿あんしん課へ提出してください。

（※市ホームページ>健康福祉>指導監査>自主点検表・事前提出資料など）



◀QRコード

勤務表で、介護支援専門員の日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係を明確にしていない。



原則として月ごとの勤務表を作成し、介護支援専門員の日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしてください。

※勤務表の内容に不備がないか確認してください。

2. 令和7年度 運営指導の重点事項（13項目）

（1）利用者の安心・安全の確保（5項目）

- ① 「虐待防止」に向けた取り組み（委員会の開催・指針の整備・研修・理解）はあるか。
- ② 「身体拘束廃止」に向けた取り組み（委員会の開催・指針の整備・研修・理解）や手続きは適正か。※1
- ③ 非常災害に対する備え（災害の種類や立地環境に応じた個別計画の作成、避難経路の確保及び訓練の実施、従業員への周知）は適切に行われているか。※2
- ④ リスクマネジメント（感染症対策、業務継続に向けた取組、事故発生時及び緊急時対応、苦情対応）は適切か。
- ⑤ 医療行為がある場合、有資格者により適切に行われているか。※3

※1 ②は、計画系・訪問系・通所系・福祉用具系については、委員会の開催・指針の整備・研修の取り組みは対象外

※2 ③は、計画系・訪問系・福祉用具系は対象外

※3 ⑤は、計画系・福祉用具系は対象外



2. 令和7年度 運営指導の重点事項（13項目）

（2）サービスの質の確保・向上（一連のケアマネジメント・プロセスに関する理解の促進）

（2項目）

- ① 利用者の希望・置かれた環境等に沿った計画が作成されているか。
- ② 計画に沿ったサービスが提供されているか。



2. 令和7年度 運営指導の重点事項（13項目）

（3）人員基準・定員の遵守及び勤務体制の確保（3項目）

- ① 人員基準（必要資格、研修の修了含む）を満たす員数が確保されているか。
- ② 定員の遵守に関する認識を持ち、定員を超える場合は適切な措置がとられているか。 ※1
- ③ 勤務表等により勤務体制が確保されているか。

※1 ②は、計画系・訪問系・福祉用具系は対象外



（4）介護報酬の適正な取扱い（3項目）

- ① 不正な請求（故意・過失に拘わらず、サービス提供事実と異なる請求）を行っていないか。
- ② 算定基準（関係告示・通知等）に適合し、要件を満たした場合に算定しているか。
- ③ 減算すべき基準に適合する場合、適正に減算しているか。

